

公正取引委員会の業務(本局)

主要政策
改正独占禁止法に基づく厳正な法執行（審査局，経済取引局関係） (1) 価格カルテル・入札談合等への厳正な対処 ・課徴金算定率の引上げ，課徴金減免制度の円滑な運用による執行力の強化及び犯則調査権限の適切な行使による重大悪質事案の摘発等を行い，談合・横並び体質からの脱却を図る。適正手続の確保にも十分配慮する。 ・グローバル化に対応した国際カルテルへの取組を強化する。 (2) 新規参入阻害行為への厳正な対処 IT・公益事業分野の競争制限行為及び知的財産権の濫用行為に迅速かつ厳正に対応し，市場機能の十全な発揮を図る。 (3) 企業結合審査の充実 企業結合審査の迅速かつ透明な実施を図るとともに，市場に及ぼす影響の把握に当たり経済分析等の更なる活用を図る。
ルールある競争社会の推進（取引部，審査局関係） (1) 市場参加者としての消費者に対する適正な情報提供の推進 効果，性能に関する不当表示など消費者取引における不公正な取引に対する迅速かつ実効性のある対処を行い，消費者が安心して商品選択ができる環境を創設す (2) 公正な取引慣行の推進 ・中小企業に不当な不利益を与える不公正な取引に対して迅速かつ厳正な対応を行う。 ・サービス分野を含む下請取引の公正化を推進する。
競争環境の積極的な創造（経済取引局関係） (1) 規制改革への対応 ・公益事業等規制改革を進めた分野における運用指針の策定及び事業所管官庁との連携・協働により市場機能の十分な発揮を図る。 ・規制改革後の市場のフォローアップ，新規参入を阻害する諸慣行の見直し及びそれらを踏まえた政策提言により競争促進的な環境を創設する。 (2) 入札談合防止のための施策の推進 入札談合の調査・摘発の経験を踏まえ，発注制度の改善及び発注機関職員の意識向上について提言等を行う。 (3) 企業コンプライアンス向上のための施策の推進 企業のコンプライアンスの実態・問題点を把握し，企業の体制整備のための施策を推進する。
競争政策運営基盤の強化（官房，経済取引局，取引部関係） (1) 公正取引委員会の体制の強化 競争政策における経済分析の積極的な活用を図るため競争政策研究センター等の活動を通じた経済分析能力の向上及び外部専門家の積極的活用を図る。 (2) 競争政策に対する国民的理解の増進 公正取引委員会から発信する情報を拡充するとともに，独占禁止政策協力委員制度，消費者モニター制度等の充実・活用を図る。また，改正独占禁止法を周知し，その定着に努める。 (3) 国際協力の推進等 OECDやICN等の国際的協力枠組みに積極的に貢献するとともに，東アジア諸国等への技術支援・協力を実施する。また，公正取引委員会の活動について，海外への情報発信を積極的に行う。

公正取引委員会の業務（地方機関）

組 織		定 員		主 要 施 策	平成13年以降の主な業務改革
地方事務所 支所	(5)	平成13年度末	139	独占禁止法違反事件への厳正・迅速な対処 価格カルテル，入札談合，不公正取引等の 独占禁止法違反行為への厳正・迅速な法執 行 下請法違反事件への厳正・迅速な対処 下請代金の支払遅延，減額等の下請法違 反行為への厳正・迅速な法執行 景品表示法違反事件への厳正・迅速な対処 不当表示等の景品表示法違反行為への厳 正・迅速な法執行	地方事務所におけるアウトソーシングの推進等 により平成15年度に1人，平成16年度に1人， 平成17年度に2人，平成18年度に3人を合理 化
	(2)	平成14年度末	150		
		平成15年度末	160		
		平成16年度末	165		
		平成17年度末	166		
		平成18年度末	165		